

平成 30 年 6 月 12 日 招 集

平成 30 年 第 5 回

佐 渡 市 議 会 定 例 会 議 案

佐 渡 市

目 次

議案第71号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第72号	佐渡市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について	3
議案第73号	除雪ドーザ購入契約の締結について	7
議案第74号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	8
議案第75号	平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について	9

議案第71号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第23項を同条第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

佐渡市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について

佐渡市歴史的風致維持向上協議会条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市歴史的風致維持向上協議会条例

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、佐渡市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験又は知識を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 地域を代表する者
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを

定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

7 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、

会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(この条例の失効)

3 この条例は、計画に記載された法第5条第2項第6号の計画期間が終了したときに、その効力を失う。

議案第73号

除雪ドーザ購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 除雪ドーザ（11 t 級） |
| 2 | 契約数 | 1 台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 16,547,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新潟県佐渡市金井新保1067番地
日本キャタピラー合同会社
佐渡営業所長 羽田 寿男 |

平成30年6月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第74号

消防ポンプ自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の対象 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）
消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 契約数 | 各1台 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約金額 | 56,724,360円 |
| 5 契約の相手方 | 東京都港区西新橋三丁目25番31号
株式会社モリタ東京営業部
部長 山北 忠司 |

平成30年6月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第75号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第75号

《平成30年度 佐渡市一般会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 体育施設整備事業の経費を計上
- ・ 平成30年3月1日～2日発生 of 冬季風浪災害等に係る災害復旧経費を計上
- ・ その他の経費については、当初予算編成後の事由による緊急性等、必要な経費について計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	45,149,666
補正額	158,799
累計予算額	45,308,465

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

国・県支出金	12,675
繰入金	106,709
諸収入	23,998
市債	13,200

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○体育施設整備事業【社会教育課】

補正額：95,332

(事業内容)

・ 羽茂B & G海洋センター屋根雨漏り改修事業	43,557千円
B & G財団助成金事業に採択されたことにより計上	
・ 相川体育館屋上防水改修事業	51,775千円
平成30年3月1日の暴風により屋上防水シートの一部が剥離したことによる改修工事	

○30年災漁港施設災害復旧事業【農林水産課】

補正額：66,000

(事業内容)

・ 平成30年3月1日～2日発生 of 冬季風浪災害に係る災害復旧経費	
大川漁港（姫崎地区）消波ブロック飛散 N=236個	66,000千円

○体育施設災害復旧事業【社会教育課】

補正額：7,797

(事業内容)

・ 平成30年3月1日発生 of 暴風災害に係る災害復旧経費	
小木B & G海洋センター屋根材破損 A=182.3㎡	7,797千円

○交通対策事業【交通政策課】

補正額：463

(事業内容)

・ 県道佐渡一周線（野浦地内）通行止めによる代替交通の臨時運行に係る経費	
燃料費、車両運行委託料	463千円

○医療・介護・福祉の人財育成事業【市民生活課】

補正額：5,125

(事業内容)

・ 医療技術者奨学金貸付金の増額計上	
申請者の増による	5,125千円